

飛騨高山フードバリアフリー協議会規約

令和4年4月7日制定

(名称)

第1条 本会は、飛騨高山フードバリアフリー協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、民族や宗教、思想、体質等に起因する食事制限の情報を収集・理解し、世界各地及び飛騨高山を訪れる全ての人が、日本の伝統的な料理や飛騨高山の豊かな食材を楽しんでいただくため、観光客の受入れ環境整備を行うとともに、地域産品の輸出支援を行うことで、地域の観光、産業及び経済の活性化と文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 民族や宗教、思想、体質等に起因する食事制限の情報収集
- (2) 産品生産者、来訪者等への情報提供
- (3) 様々な食事制限に対応できる産品の研究・開発(認証取得)支援
- (4) 観光客の受入れ環境整備
- (5) 地域産品の輸出及び地域内流通支援
- (6) 関係機関との連絡及び調整
- (7) その他必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、本会の主旨に賛同する会員で組織する。

2 正会員、準会員、オブザーバーについては、別表「会員名簿」のとおりとする。

3 正会員：第3条で掲げる事業に係る利益の全てを享受するものとする。

準会員：同条（1）で掲げる食事制限の情報収集に係る利益のみを享受するものとする。

賛助会員：本会の取組み推進のための寄付を行う個人又は法人とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名 理 事 若干名

2 会長は、会員の中から互選する。

- 3 副会長及び理事は、会長が指名する。
- 4 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会員の入会)

第8条 この会の主旨に賛同し入会する会員については、別紙加入申請書を事務局へ提出の上、役員会にて検討し決定する。

(経費)

第9条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会員の会費の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 正会員（加入のみ）：年間1口10,000円とする。
 - (2) 正会員（第3条(3)の支援を受ける場合）：年間5口50,000円とする。
 - (3) 準会員：年間1口5,000円とする。
 - (4) 賛助会員：1口1,000円とする。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 総会の決定に基づき、協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 株式会社 Ferme du Soleil

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、事務局が備え付けておかなければならない。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、令和3年4月6日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の会計年度については、第10条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和4年3月31日までとする。
- 3 この改正規約は、令和3年4月16日から施行する。
- 4 この改正規約は、令和3年4月22日から施行する。
- 5 この改正規約は、令和3年5月12日から施行する。
- 6 この改正規約は、令和4年3月1日から施行する。
- 7 この改正規約は、令和4年4月7日から施行する。